



# 令和元年東日本台風 水害対応に関する検証報告書

令和2年11月  
東松山市

はじめに

令和元年東日本台風（台風第19号）の豪雨災害から1年が経過しました。この度、市では、災害が発生してからの水害対応に関する検証報告書を作成しました。

令和元年10月12日から13日にかけて令和元年東日本台風は、東日本一帯に大きな被害をもたらし、本市においても、尊い生命や大切な財産が奪われるなど、甚大な被害が発生しました。



改めて、この水害でお亡くなりになられた方に哀悼の意を表すとともに、被災された多くの市民の皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。そして、現在も懸命に生活再建に取り組まれている被災者の皆様には、健康にご留意いただき一日も早く元の平穏な生活を取り戻せることをご祈念いたします。

また、この間に、全国の皆様からの多くの義援金や励ましの言葉、国、県、他自治体をはじめとする関係機関による職員派遣、企業、NPO法人、災害ボランティア等による支援物資の提供や被災家屋の清掃など、温かいご支援とご協力をいただいたことに厚くお礼申し上げます。

本市では、ハード・ソフト両面から、国や県等と連携して災害対策を講じておりますが、今後も被災された皆様の立場に立って全力で支援を継続します。また、この検証結果をこれからの災害対応にいかし、本市の防災・減災対策の更なる充実を図ってまいります。

結びに、本検証報告書の作成に当たり、ご協力いただきました全ての皆様へ感謝申し上げます。

令和2年11月

東松山市長 森田 光一

# 目次

第1章 検証の概要	1
1.1 検証の目的	1
1.2 検証の手法	1
1.2.1 対応した業務ごとの実施結果に基づく検証	1
1.2.2 テーマ検証	3
第2章 東松山市の概要と災害対応の時系列	4
2.1 東松山市の概要	4
2.1.1 東松山市の位置	4
2.1.2 東松山市の地形・面積・歴史	4
2.1.3 東松山市の人口	5
2.2 災害対応の時系列	6
第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応	8
3.1 被害の全体像	8
3.1.1 気象に関する情報	8
3.1.2 河川被害及び浸水区域	13
3.1.3 人的被害	21
3.1.4 道路の被害	22
3.1.5 家屋・動産の被害	26
3.1.6 公共施設の被害	28
3.1.7 農業の被害	33
3.1.8 主要な民間施設の被害	34
3.1.9 ライフラインの被害	35
3.1.10 激甚災害の指定と適用される措置	37
3.2 被災者、避難者への支援	41
3.2.1 避難所の開設及び運営	41
3.2.2 災害時要援護者への避難支援	66
3.2.3 罹災証明書、被災証明書の交付	68
3.2.4 被災者の住宅支援	70
3.2.5 市民相談窓口の設置及び運営	75
3.2.6 被災者の健康管理及び衛生確保	77
3.2.7 児童、生徒等への支援	82
3.2.8 避難者、被災者の意向及び状況把握	94
3.2.9 被災者への情報提供	97
3.2.10 被災者への生活再建支援組織	99



3. 2. 11	被災者への資金の供与と税、保険料の減免等	104
3. 2. 12	支援物資の受入れ及び提供	135
3. 2. 13	民間団体、企業等による被災者支援	139
3. 2. 14	ボランティアの活動状況	146
3. 3	インフラの復旧、復興	147
3. 3. 1	所管施設の復旧対策等	147
3. 3. 2	災害廃棄物	167
3. 3. 3	農業用施設、農地、農作物の復旧対策	170
3. 3. 4	商工業の復旧対策	174
3. 3. 5	民間福祉施設への支援	180
3. 4	その他	184
3. 4. 1	水防監視班による巡視	184
3. 4. 2	災害対策本部会議の開催状況	189
3. 4. 3	国、県、他市町村等外部機関との連絡状況	192
3. 4. 4	報道機関への対応	211
3. 4. 5	イベント及び事業の延期や中止等	216
3. 4. 6	組織横断的な職員配置と従事状況	221
3. 4. 7	被災者支援、復旧、復興に係る予算対応	222
3. 4. 8	「災害時の事務分掌」の執行状況	223
3. 4. 9	被災者の声	231
第4章	テーマ検証	233
4. 1	検証の概要	233
4. 1. 1	検証の手法	233
4. 1. 2	ヒアリングの実施	233
4. 1. 3	アンケート調査の実施	234
4. 2	検証報告	235
4. 2. 1	災害対策本部等の設置及び運営	235
4. 2. 2	避難勧告等の発令に伴う判断	242
4. 2. 3	避難所等における避難者対応	246
4. 2. 4	被災者に対する情報発信	250
4. 2. 5	民間協定の運用	253
4. 2. 6	応援職員等の要請及び受入れ	255